

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記の項目におきまして、保医発 0430 第 3 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和2年5月1日より適用

《対象項目》

総合 検査案内	検査 コード	検査項目名称	改正後	現行
P.86	0029	便中カルプロテクチン	下記参照	

改正後	現行
カルプロテクチン（糞便） ア（略） イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA 法、FEIA 法又は金コロイド凝集法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ（略）	カルプロテクチン（糞便） ア（略） イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA 法又はFEIA 法により測定した場合には、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ（略）